

令和3年4月15日

京都市文化市民局

担当 暮らし安全推進部消費生活総合センター

TEL 075-256-1110

5月は消費者月間です！

令和3年度消費者月間

オンライン同時開催

“エシカル消費”で築く新しい日常



「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者庁が掲げる月間統一テーマ「“消費”で築く新しい日常」の下、消費者、事業者及び行政が一体となり、消費者問題に関する啓発・教育等の取組を集中的に行うこととしています。

そこで、京都市では、市民の皆様お一人お一人が、より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）について考え、実践していただけるよう、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都との共催により、下記の取組を実施しますので、お知らせします。

## 記

### 1 日時

令和3年5月29日（土）午後1時30分～午後4時（開場：午後1時）

### 2 会場

京都経済センター 会議室6-C

(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

### 3 内容

13:30	開会
13:35	講演「世界に優しく、地域に楽しく、自分に美しく」～フェアトレードタウンでエシカル消費～ 原田 さとみ 氏（エシカル・ペネロプ株式会社代表取締役、一般社団法人日本フェアトレード・フォーラム代表理事） ※オンライン出演
14:40	講演「青果小売の現場から考える食材ロスと消費者意識」 ～食材ロスの解決は足るを知る姿勢と半径5mの仲間と共に生きることから始まります～ 近藤 貴馬 氏（西喜商店 四代目）
15:25	座談会「探してみよう！私にできる“エシカル消費”」 講演講師 ほか
16:00	閉会

## 4 参加方法

- ① 当日会場での参加 定員50名（参加費無料 先着順）
- ② Zoomウェビナーにてオンラインでの参加
  - ・申込時に記載されたメールアドレス宛てに招待用のURLを送信します。
  - ・通信料は参加者負担となります。

## 5 申込方法

氏名、電話番号、参加方法（上記①又は②）、Zoom招待URLをお送りするメールアドレス（②の場合のみ）を添えて、ホームページ、メール又はFAXでお申し込みください。

**【申込期間】** 令和3年5月1日（土）～5月25日（火）

**【申込先】** NPO法人コンシューマーズ京都

H P : <https://consumers-kyoto.net/>

F A X : 075-251-1003

メール : [syodanren@mc2.seikyou.ne.jp](mailto:syodanren@mc2.seikyou.ne.jp)

件名は「5月29日申込み」とし、上記と同様の事項を記載してください。

## 6 主催

京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都

## 7 問合せ先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

TEL : 075-256-1110

## 8 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日会場での参加の際は、マスクを着用するなど咳エチケット等を心掛けていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。

### <参考>令和3年度消費者月間統一テーマについて

**テーマ** 「“消費”で築く新しい日常」

**趣旨** 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、マスクを始めとする生活用品の買占め、買いだめなどが発生しました。また、個人等による誤った風説や心理的に不安定な状態となっている消費者に付け込む悪質商法等により、合理的でない消費行動や新たな消費者被害が発生しています。

このような現状を踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、未来を見据えた社会全体のことを考えた消費行動が求められています。

また、急速なデジタル化の進展に伴い情報が氾濫する中、新たな消費者被害を防止していくためには、行政による正確な情報発信等の取組に加え、消費者の自立と事業者の自主的取組の加速化など、消費者、事業者、行政が一体となって取組を進めることが重要です。

そこで、消費者一人一人が「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、こうした社会情勢の変化に適切に対応することができるきっかけとなるよう令和3年度の消費者月間においては、「“消費”で築く新しい日常」を統一テーマとして掲げます。